

## 菁園中学校における指定校変更の制限について

菁園中学校において、近年、指定校変更による入学希望者が増加しており、学校施設の許容範囲(11学級)を超える入学希望者が出てくることが想定されるため、当分の間、同校への指定校変更に制限を設ける。

### 1 制限を行う内容

#### (1) 地理的理由による変更

指定校よりも通学距離が明らかに近いと判断される学校に就学を希望する場合や、指定校への通学が地理的に困難と認められる場合に変更を認めるものであるが、指定校への通学が地理的に困難と認められる場合を除き、指定校と菁園中学校との比較において、菁園中学校への通学距離が近いことのみの理由では、指定校への通学に支障があるとはいえないことから、当分の間、変更は認めない。

#### (2) 部活動を理由とする変更

指定校に希望する学校部活動がない場合に変更を認めるものであるが、菁園中学校のみが実施している部活動はないことから、当分の間、変更は認めない。

[表1] 指定校変更の基準

変更理由	具 体 例
身体的理由	病院に通院する等の身体的理由により、指定校への就学が困難なとき
地理的理由	指定校より通学距離が明らかに近いと判断される学校に就学を希望するとき【菁園中学校は適用除外】
	指定校への通学が地理的に困難と認められるとき
居住に関する理由	住所変更が確定していて、変更予定地の学校に就学を希望するとき
	住民登録地と実際の居住地が相違し、居住地の校区に就学を希望するとき
家庭事情に関する理由	保護者が仕事などで家庭不在のため、祖父などの家に帰宅する場合、その所在校区の学校に就学を希望するとき
	放課後に保護者の勤務場所に帰宅する場合、その所在校区の学校に就学を希望するとき
教育的理由	指定校に希望する学校部活動がないとき【菁園中学校は適用除外】
	その他教育上特別の理由により、指定校以外の学校へ就学を希望するとき
その他の理由	兄弟姉妹がいずれかの理由により、指定校の変更が認められている場合で、その児童生徒と同じ学校への就学を希望するとき

〔表2〕 菁園中学校における指定校変更の状況（平成24年度～平成26年度）

区分	H24入学		H25入学		H26入学		3年間の合計		3年間の平均人数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
第1学年生徒数	115人		118人		142人		375人		125人
指定校変更の人数	29人	25.2%	37人	31.4%	71人	50.0%	137人	36.5%	46人
部活動を理由とした変更	16人	55.2%	18人	48.6%	41人	57.7%	75人	54.7%	25人
申請どおりの部活動に加入した生徒	5人	31.3%	5人	27.8%	19人	46.3%	29人	38.7%	10人
申請どおりの部活動に加入しなかった生徒	11人	68.8%	13人	72.2%	22人	53.7%	46人	61.3%	15人
部活動以外を理由とした変更	13人	44.8%	19人	51.4%	30人	42.3%	62人	45.3%	21人
地理的理由	8人	61.5%	12人	63.2%	10人	33.3%	30人	48.4%	10人
上記以外の理由	5人	38.5%	7人	36.8%	20人	66.7%	32人	51.6%	11人

## 2 制限後の入学者見込数

菁園中学校への指定校変更に制限を設けた場合の平成27年度及び平成28年度の入学者見込数は、下表のとおりである。

区分	指定校入学予定者数	指定校変更による増加							入学者見込数	
		身体的理由	地理的理由	居住に関する理由	家庭事情に関する理由	教育的理由 部活動	教育的理由 その他	兄弟姉妹		
平成27年度	81人	0人	0人	1人	2人	0人	8人	6人	17人	98人
平成28年度	96人	0人	0人	1人	2人	0人	4人	12人	19人	115人

### 備考

- 1 指定校変更による増加は、過去の変更状況を勘案して見込んだ人数である。
- 2 学校施設の許容範囲である11学級以下とするためには、入学者（通常学級）の人数を120人以下とする必要がある。
- 3 平成29年度以降の指定校入学予定者数（通常学級）は、平成29年度は76人、平成30年度は83人、平成31年度は82人、平成32年度は65人と見込んでいる。
- 4 今回の制限は、「当分の間」としているが、平成32年度に入学予定者が60人台に減少することを鑑み、平成31年度までの5年間を一つの目安と考えている。